

みなと みた

2018 **11**
No.130

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～11

平成 30 年度 年末年始無災害運動／三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／11 月は「過労死等防止啓発月間」です／東京都内の労働基準監督署における平成 29 年の定期監督等の実施結果／長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表／平成 29 年度 労働基準監督機関における送検状況の概要について／11 月は「労働保険適用促進強化期間」です

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12～13

最近の雇用失業情勢／雇用保険の届出を電子申請で、楽に、効率化!!

協会だより ● 14～15

平成 30 年度 港地区健康と安全推進大会／平成 31 年新年賀詞交歓会のご案内／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



平成30年度 年末年始無災害運動

みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で48回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどっているものの、少子・高齢化の進展や産業・就業構造の変化などを背景に増加の動きが目立ち始め、平成29年は死傷者数、死亡者数とも前年を上回った。平成30年（8月末現在）は、死亡者数こそ前年を下回っているが、死傷者数は前年同期比約7%増で推移するなど、予断を許さない状況にある。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は9月、労働災害防止団体や業界団体に対し、下半期の労働災害防止対策の推進を要請した。

死傷災害で目立つのは「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」の増加である。特に、転倒災害は前年同期に比べ3,000人・20%と大幅に増えており、高齢労働者が増える今後の動向が懸念される。高齢者が安心・安全に働ける職場は、若者や女性、障害者等にとっても働きやすい職場といえる。ハード・ソフト両面から安全対策を再確認し、災害を未然に防ぎたい。

健康面では、過重労働等による健康障害、過労死などが深刻な社会問題となる中、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を重視した「働き方改革」の推進が求められている。また、毎年1,000件以上の製造・輸入届出がある化学物質については、規制対象物質にとどまらず、危険有害性が不明な化学物質を含めて、ばく露低減措置と教育の徹底が必要である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが重要となる。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となる。さらに、平成31年2月から義務化される高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の整備なども併せて進めたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「**みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始**」を標語として展開することとする。

2 実施期間 平成30年12月15日から平成31年1月15日まで

3 主 唱 者 中央労働災害防止協会

4 後 援 厚生労働省

5 実 施 者 各事業場

6 主唱者の実施事項 (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報 (2) 報道機関等を通じての周知
(3) リーフレット等の制作および配布 (4) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

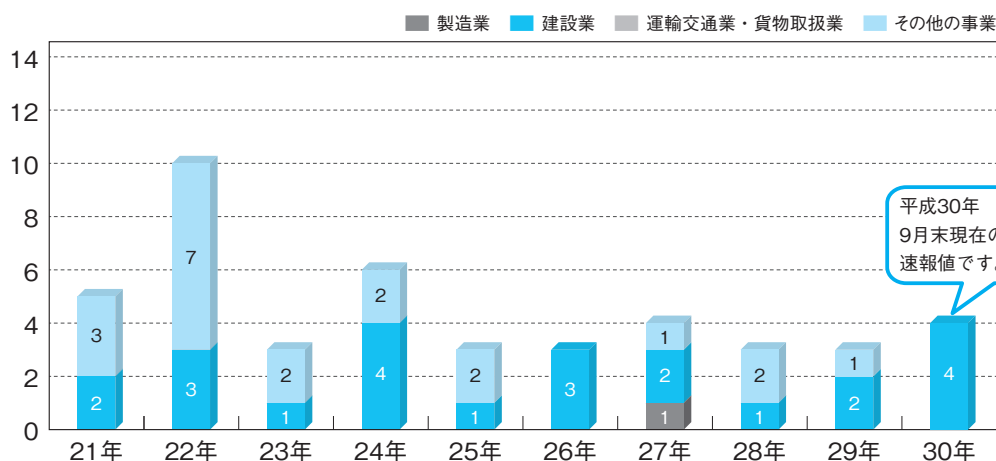
7 事業場の実施事項

- | | |
|---|--|
| (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明 | (10) 安全衛生パトロールの実施 |
| (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着 | (11) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底 |
| (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底 | (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底 |
| (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施 | (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底 |
| (5) 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備 | (14) 過重労働をしない・させない職場環境づくり |
| (6) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）着用の義務化を見据えた用具の確認 | (15) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施 |
| (7) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害の防止や腰痛予防対策の徹底 | (16) インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底 |
| (8) 火気の点検、確認など火気管理の徹底 | (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策 |
| (9) 交通労働災害防止対策の推進 | (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示 |
| | (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施 |

三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

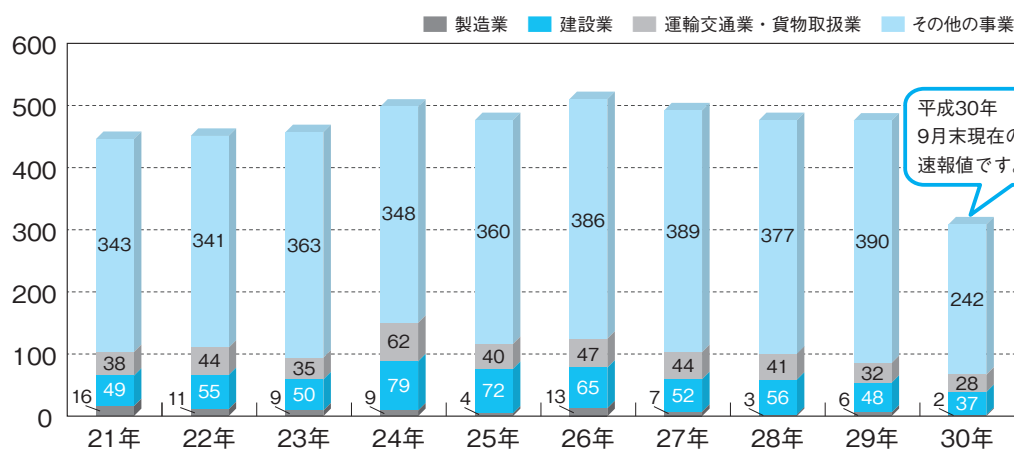
(労働者死傷病報告等による)

1 死亡災害の推移



	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
製造業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
建設業	2	3	1	4	1	3	2	1	2	0
運輸交通業・貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事業	3	7	2	2	2	0	1	2	1	4
全産業	5	10	3	6	3	3	4	3	3	4

2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	29年
製造業	16	11	9	9	4	13	7	3	6	2
建設業	49	55	50	79	72	65	52	56	48	37
運輸交通業・貨物取扱業	38	44	35	62	40	47	44	41	32	28
その他の事業	343	341	363	348	360	386	389	377	390	242
全産業	446	451	457	498	476	511	492	477	476	309

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや 過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

過労死 **ゼロ** 実現のために

☒ 週の労働時間が60時間を超えていませんか？	☒ 勤務間インターバル制度をご存知ですか？
☒ 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？	☒ 自身のメンタルヘルスケアに取り組んでいますか？
☒ 仕事上の不安や悩みの相談先はありますか？	☒ ストレスチェックの結果を確認していますか？

事業者の皆さん 労働者の方々が相談しやすい環境づくりが必要です。

労働者の皆さん 心身の不調に気づいたら、周囲の人や専門家に相談を。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生労働省 過労死防止 検索

※「過労死等」とは……業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

東京都内の労働基準監督署における 平成29年の定期監督等の実施結果

77%の事業場に法違反の改善指導を実施

東京労働局では、平成29年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等※の結果について取りまとめ、公表しました。

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

※定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

●定期監督等の実施結果のポイント

1 定期監督等の実施事業場：10,607事業場

このうち、8,201事業場（全体の77%）で労働基準関係法令違反あり。

2 主な違反内容

- (1) 違法な時間外労働があったもの： 2,779事業場（26.2%）
- (2) 割増賃金不払があったもの： 2,328事業場（21.9%）
- (3) 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの： 2,159事業場（20.4%）

●平成29年の定期監督等の実施状況

表1 定期監督等の実施事業場数

	定期監督等実施事業場数（A）	労働基準関係法令違反があった事業場数（B）	B / A（%）
合計	10,607	8,201	77.3%
製造業	900	763	84.8%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	4,323	3,250	75.2%
運輸交通業	385	293	76.1%
貨物取扱業	53	36	67.9%
農林業	4	3	75.0%
畜産・水産業	0	0	—
商業	1,672	1,395	83.4%
金融広告業	173	115	66.5%
映画・演劇業	60	51	85.0%
通信業	40	23	57.5%
教育研究業	396	300	75.8%
保健衛生業	400	353	88.3%
接客娯楽業	702	573	81.6%
清掃・と畜業	131	105	80.2%
官公署	2	1	50.0%
その他の事業（注）	1,365	939	68.8%

（注）「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 主な違反内容

①労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	賃金不払 (24条)	労働時間 (32・40条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	割増賃金 (37条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,492	577	2,779	334	209	2,328	1,081	1,518

②労働安全衛生法違反

安全衛生管理 体制(10～19条(14 条を除く))	作業主任者 (14条)	安全基準 (20～25条)	衛生基準 (20～25条)	特定元方事 業者・注文 者 (30・31条)	定期 自主検査 (45条)	作業環境 測定 (65条)	健康診断 (66条)
870	368	2,159	327	685	193	174	1,729

表3 主な違反の事例

労働条件の明示	・パートタイム労働者を雇い入れる際には労働条件を示す書面を交付していたものの、正社員に対しては口頭でしか説明していなかった。(商業) ・有期契約労働者の労働条件通知書において、「更新の基準」の記載がなかった。(教育研究業)
労働時間	・トラブル・顧客への対応のため、時間外労働に関する協定(36協定)に定める限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせていた(最長月247時間)。(その他の事業) ・人手不足のため、自動車運転手に時間外労働に関する協定36協定)に定める限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせていた(最長月159時間)。(運輸交通業)
割増賃金	・一定時間分の時間外労働に対する割増賃金を固定で支払っていたが、実際の時間外労働がその時間を超えたにもかかわらず差額の支払が行われていなかった。(接客娯楽業) ・1日30分未満の時間外労働時間が一律に切り捨てられて、その分の割増賃金が支払われていなかった。(商業) ・割増賃金の計算誤り(住宅の状況にかかわらず、一律に支給されていた住宅手当を算入していなかった)のため、割増賃金に不足が生じていた。(建設業)
就業規則	・10名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、労基署への就業規則の届出がなく、また、年次有給休暇の付与日数が少ないなど、法定の基準を下回る記載が認められた。(その他の事業)
賃金台帳	・事務職以外の労働者について、労働時間管理を行っておらず、賃金台帳に「労働時間数」「時間外労働時間数」等を記載していなかった。(建設業)
最低賃金	・改定された最低賃金額を知らなかったため、賃金が最低賃金額を下回っていた。(商業)
安全関係	・安全装置が有効に機能しない足踏式プレス機を使用させていた。(製造業)
衛生関係	・アーク溶接作業に従事する労働者が着用していたマスクが国家検定ではなかった。(製造業)
健康診断	・定期健康診断による有所見者について医師からの意見聴取を行っていなかった。また、有機溶剤業務を行う労働者に対し、6か月以内ごとに1回、「有機溶剤業務健康診断」を実施していなかった。(その他の事業)

長時間労働が疑われる事業場に対する 監督指導結果を公表

東京労働局は、平成29年度に労働基準監督署が実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。対象となった2,379事業場のうち、1,695事業場（全体の71.2%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち1,054事業場（全体の44.3%）で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていくこととしています。

【平成29年4月から平成30年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：2,379事業場

このうち、1,695事業場（全体の71.2%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

①違法な時間外労働があったもの：1,054事業場（44.3%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：701事業場（66.5%）

うち、月100時間を超えるもの：483事業場（45.8%）

うち、月150時間を超えるもの：122事業場（11.6%）

うち、月200時間を超えるもの：26事業場（2.5%）

②賃金不払残業があったもの：179事業場（7.5%）

③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：269事業場（11.3%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：1,965事業場（82.6%）

うち、時間外・休日労働を月80時間^{*}以内に削減するよう指導したもの：1,103事業場（56.1%）

②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：583事業場（24.5%）

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (平成29年4月から平成30年3月までに実施)

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○監督指導実施状況

平成29年4月から平成30年3月までに、2,379事業場に対し監督指導を実施し、1,695事業場（全体の71.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが1,054事業場、賃金不払残業があったものが179事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが269事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

業 種		事 項	監督指導実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係 法令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項別事業場数		
					労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止措置 (注 5)
合 計			2,379 (100.0%)	1,695 (71.2%)	1,054 (44.3%)	179 (7.5%)	269 (11.3%)
主 な 業 種	製 造 業		103 (4.3%)	79 (76.7%)	59	10	7
	建 設 業		231 (9.7%)	154 (66.7%)	83	14	20
	運 輸 交 通 業		134 (5.6%)	103 (76.9%)	81	10	13
	商 業		330 (13.9%)	227 (68.8%)	155	20	28
	教 育 ・ 研 究 業		268 (11.3%)	206 (76.9%)	110	16	32
	接 客 娯 楽 業		217 (9.1%)	163 (75.1%)	110	28	48
	その他の事業(注 6)		842 (35.4%)	577 (68.5%)	326	58	87

(注 1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注 5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕の件数を計上している。

(注 6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合 計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
2,379 (100.0%)	327 (13.7%)	657 (27.6%)	351 (14.8%)	316 (13.3%)	453 (19.0%)	275 (11.6%)

表 3 企業規模別の監督実施事業場数

合 計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
2,379 (100.0%)	119 (5.0%)	284 (11.9%)	196 (8.2%)	247 (10.4%)	473 (19.9%)	1,060 (44.6%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、1,965事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項 (注 1)					
	面接指導等の 実施 (注 2)	長時間労働に よる健康障害 防止対策に 関する調査審議 の実施 (注 3)	月 45 時間以内 への削減 (注 4)	月 80 時間以内 への削減	面接指導等が 実施出来る 仕組みの整備等 (注 5)	ストレスチェック 制度を含む メンタルヘルス 対策に係る 調査審議の実施
1,965	186	277	843	1,103	61	71

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、1常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、2常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、583事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録 (4(1)) (注2)	自己申告制による場合			管理者の責務 (4(6)) (注2)	労使協議組織の活用(4(7)) (注2)
		自己申告制の説明(4(3)ア・イ) (注2)	実態調査の実施 (4(3)ウ・エ) (注2)	適正な申告の阻害要因の排除 (4(3)オ) (注2)		
583	176	36	415	38	6	1

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった1,054事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、701事業場で1か月80時間を、うち483事業場で1か月100時間を、うち122事業場で1か月150時間を、うち26事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
1,054	353	701	483	122	26

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、189事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、432事業場でタイムカードを基礎に確認し、500事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、1,326事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 (注2)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	
189	432	500	1,326

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

平成29年度労働基準監督機関における送検状況の概要について

—危険防止措置、労災かくしに関する送検が増加—

東京労働局は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における平成29年度の司法処理状況を以下のとおり取りまとめ公表しました。

1 概 要

平成29年4月から平成30年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、合計57件（前年度に比べ7件増加）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

主な送検事項は、危険防止措置に関する違反が21件、賃金不払に関する違反が11件、労災かくしが9件となっています。

また、業種別の内訳では、建設業（24件）が最も多く、次いで商業（9件）、清掃・と畜業（6件）となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反……27件

労働基準法・最低賃金法に関する違反により送検したのは27件で、主要な送検事項のうち最も多かつ

たのは賃金不払に関する違反の11件、次いで多かったのは労働時間・休日に関する違反の7件でした。

(2) 労働安全衛生法違反……30件

労働安全衛生法に関する違反により送検したのは30件で、主要な送検事項のうち最も多かったのは危険防止措置に関する違反の21件（このうち、墜落・転落災害に関する違反が6件）、次いで多かったのは労災かくしの9件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、同種の法違反を繰り返し、遵法状況に悪影響を及ぼすものや、法違反を原因として重大な労働災害を発生させたもの等、重大・悪質な事案については、引き続き積極的に送検手段をとる方針です。

表1 過去10年間ににおける送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H20年度	36	40	76	27	10	20	6	1	6
H21年度	29	26	55	18	6	15	4	2	10
H22年度	24	15	39	9	4	8	3	5	13
H23年度	25	29	54	20	6	12	3	1	9
H24年度	21	41	62	24	14	9	3	1	7
H25年度	34	24	58	15	5	9	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4

表2 違反法条別の前年度との比較

	平成29年度	平成28年度	増減	構成比(%)
労働基準法、最低賃金法等関係	27	29	▲2	47.4%
賃金・退職金不払(第23・24条、最賃法第4条等関係)	11	13	▲2	19.3%
労働時間・休日(第32・35条)	7	7	±0	12.3%
割増賃金不払(第37条)	4	2	2	7.0%
解雇の予告(第20条)	2	1	1	3.5%
その他	3	6	▲3	5.3%
労働安全衛生法関係	30	21	9	52.6%
危険防止措置(第20・21条等)	21	12	9	36.8%
作業主任者の選任等(第14条)		1	▲1	—
就業制限(第61条)		1	▲1	—
労災かくし(第100条)	9	1	8	15.8%
その他		6	▲6	—
総処理件数	57	50	7	100.0%

表3 業種別

	製造業	建設業	運輸交通業	商業	金融・広告業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係	1	2	2	8	2	2	3	3	4	27
賃金・退職金不払(第23・24条、最賃法第4条等関係)			1	4		1	1	2	2	11
労働時間・休日(第32・35条)	1	1	1		2		1		1	7
割増賃金不払(第37条)				2		1	1			4
解雇の予告(第20条)				1					1	2
その他		1		1				1		3
労働安全衛生法関係	1	22	1	1				3	2	30
危険防止措置(第20・21条等)	1	15	1	1				2	1	21
作業主任者の選任等(第14条)										
就業制限(第61条)										
労災かくし(第100条)		7						1	1	9
その他										
総処理件数	2	24	3	9	2	2	3	6	6	57
構成比(%)	3.5%	42.1%	5.3%	15.8%	3.5%	3.5%	5.3%	10.5%	10.5%	100.0%

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

～一人でも雇ったら、労働保険

(労災保険・雇用保険)の加入手続が必要です～

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険制度は、昭和50年に全面適用となってから既に40年以上を経過し、その間に適用事業数は増加し、平成29年度末現在で約326万事業に達していますが、現在においても小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が存在して

いるとみられ、このことは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっており、早急な未手続事業の解消が求められています。

このため、厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開し、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導を強化し、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続を促しています。説明することによっても自主的に保険関係の加入手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を実施しております。

また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化する等、全国において集中的な適用促進活動を実施します。

厚生労働省

社長！

労働保険があればこそ、
みんな安心して働けるんじや。



法人・個人を問わず事業主の方は、
正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。
労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。
「そもそも知らなかった」、「小さい会社だから大丈夫だと思ってた」、
「設立準備が忙しくて忘れてた」など、様々な理由があると思いますが、
従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を組み合わせた制度です。
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から滞って保険料を徴収するほか、
労災保険給付に要した費用の全額又は一部を徴収する場合があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です（電子申請は24時間、365日いつでもOK!）。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署 労働基準監督署（一） 全国労働保険事務所連絡会 全国社会保険労務士会連合会

知らなかったでは、すまされない。

労働保険

労災保険 雇用保険

最近の雇用失業情勢

○平成30年9月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.3%であり、前月より0.1ポイント低下。※約25年ぶりの低い水準。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より7万人減少し、160万人。（原数値は162万人で、前年同月差28万人減少）
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より3万人増加し、6,665万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より19万人減少し、5,936万人。
- ☆雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、前年同月比で「製造業」、「情報通信業」、「生活関連サービス業、娯楽業」で減少している。
- ☆平成30年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.64倍であり、前月より0.01ポイント上昇。
- ☆平成30年9月の新規求人倍率（季節調整値）は2.50倍であり、前月より0.16ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（平成30年10月）「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある」（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年9月	2.50	3.77	16.43	1.64	2.18	7.87	9,380	12,372

注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成30年9月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は352,375人（前年同月比3.9%減）で、4か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数（原数値）は119,858人（前年同月比9.1%減）で、4か月連続で前年同月を下回った。

一方、有効求職者数（原数値）は165,971人（前年同月比6.4%減）で、97か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は31,881人（前年同月比16.6%減）で、13か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は9,380件で、前年同月より12.4%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は5,321件（前年同月比13.2%減）、パートは4,059件（前年同月比11.3%減）となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数145件（前年同月比6.6%増）。業種別件数では、サービス業（33件）、卸売業（30件）、建設業（20件）の順となった。

（季節調整値は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官



マイナンバーの取扱いも電子申請で安全安心！

雇用保険の届出を 電子申請で、楽に、効率化!!

雇用保険関係の届出に電子申請を利用すれば、オフィスのデスクに座ったままですべての手続きが完了します。

電子申請のメリット

- 24時間365日いつでも可能
- 手書き申請より楽で効率的
- コスト(郵送料・交通費など)を減らしお得に申請。

電子申請イメージ



審査処理日数 (東京労働局雇用保険電子申請事務センター、平成29年8月取扱い分)

雇用保険被保険者資格取得届：翌日 雇用保険被保険者離職票：当日※ 高年齢継続給付金：当日※
※原則、午前到達分

電子申請の説明の検索方法

これらを見ればわかる・できる

電子申請の画面イメージ

電子申請 初めて使う方へ

検索

電子申請の準備 (パソコン・電子証明)

電子申請 利用準備

検索

e-GOVの便利な使い方(ハローワーク)

電子申請 パーソナライズ

検索



<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Gov お問い合わせフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>



東京労働局 職業安定部 雇用保険電子申請事務センター H290911 (H30.3.28、5.7HW品川改)

平成30年度 港地区健康と安全推進大会

平成30年11月6日(火)、午後1時00分から午後4時00分までの間、港区芝5-35-3ハローワーク品川4階、5階において、「平成30年度港地区健康と安全推進大会」が実施され、雨天にもかかわらず200名近い来場者がありました。

第1会場では、三田労働基準監督署野村みどり署長の開会挨拶、港区役所副区長小柳津明様の来賓挨拶の後に表彰式が行われ、安全衛生活動に実績を上げた3名の東京労働局長表彰披露に続き、8名の方に三田労働基準監督署長表彰が行われました。さらに、三田署管内の大規模建設現場災害防止協議会安全標語最優秀賞が発表されました。

休憩の後、SGコスモス株式会社による寸劇「災害（怪我）の影響は被災者だけではない」があり、続けて東京工科大学産業保健実践研究センター客員教授・労働者健康安全機構産業保健アドバイザー飯島美世子様の特別講演「治療と仕事の両立支援にまつわる産業保健スタッフの役割」が行われ、参加者がうなずきながら熱心にメモを取る姿が見られました。

第2会場では、(一社)労働保健協会の協力により骨密度測定、脳年齢測定、体力測定を実施しました。また、第3会場では、みなと保健所・港区医師会・港地域産業保健センターによる健康相談が行われました。多くの団体の皆様のご協力をもちまして、大会は成功裏に終わりました。



主催者代表野村署長挨拶



小柳津港区副区長来賓挨拶



受賞者の皆様



特別講演の飯島美世子氏

受賞者

●東京労働局長賞

- | | | |
|-----|---------------|-------------------|
| 優良賞 | 清水建設株式会社東京支店 | (仮称) 芝5丁目プロジェクト |
| | 株式会社竹中工務店東京本店 | 東京ミッドタウンにおける一連の工事 |
| 奨励賞 | 清水建設株式会社東京支店 | (仮称) TMA計画 |

●三田労働基準監督署長賞

一般事業場賞 タマチ電機株式会社本社

一般事業場賞 株式会社宮本工業所

有期事業場賞 飛鳥建設株式会社首都圏土木支店 芝浦水再生センター東系水処理施設耐震補強及び合流改善施設建設工事

有期事業場賞 鹿島建設株式会社東京建築支店（仮称）虎屋赤坂店建替計画工事

個人賞 板橋耕一郎 陸災防東京都支部会港支部 理事

迫田 正幸 建災防東京支部港分会 安全指導者

大坪 久 建災防東京支部港分会 安全指導者

水田 健治 建災防東京支部港分会 安全指導者・副代表幹事

●安全標語

矢口 宏樹 有限会社樽見鑿泉工業 虎ノ門駅前地区第一種市街地再開発事業

「吊り荷より 重い命が そこにある」

平成31年新年賀詞交歓会のご案内

平成31年の新年を迎えるに当たり、恒例の新年賀詞交歓会を1月25日（金）午後5時30分から、ホテルオークラ東京・別館オーチャードルームで開催いたします。

年頭ご多忙の折ではございますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは、12月上旬に郵送にてご案内申し上げます。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

● **無料** 港地区健康づくり研究会

1月29日（火）

「三田健康づくり研究会」は、三田労働基準監督署の指導のもと健康・快適な職場づくり、職場の生産性の向上を目指し各種の活動を行っています。研究会では働く人の健康啓発の重要性を考えていただくための企画を検討しておりますので、多数ご参加ください。

● **無料** 衛生管理者等支援講習会

2月13日（水）

一般定期健康診断の結果によれば、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる割合や業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案も増加しています。このような状況を改善し、労働者の健康の確保、増進を図るために、産業医・衛生管理者等の産業保健スタッフが中核となって、実効性のある労働衛生対策に積極的に取り組むことが必要であり、そのアドバイスを専門家が講義します。

● **年度替わり時期に必要な労働関係手続きを学ぶ**

2月5日（火）

年度替わりは人事異動の時期であり、また労働基準法、労働安全衛生法、パート労働法等に定める各種手続の更新・実施の時期でもあります。この時期、企業の担当者はいつにも増して迅速かつ的確な事務が求められるところです。そこで、3～4月に集中する労働関係の手続、人事異動時の事務処理について専門家が解説します。



心のふれあう健康サービスを目指して

一人ひとりに広く、深く。

トータルに健康をサポートしています。

1. 法定健康診断（巡回健診）
2. 生活習慣病健康診断
3. 特殊健康診断
4. 肺がん・大腸がん検診
5. 骨密度測定
6. 全国ネットワーク健診
7. 医療機関紹介
8. 健康管理のご相談
9. 郵送子宮頸がん検査

健康のご相談・お問い合わせは

TEL : 03-3530-2132

Fax : 03-3530-2149

一般社団法人 労働保健協会

東京都板橋区南町 9 番 11 号

<http://www.roudouhokenkyoukai.or.jp/>

みなと みた

平成 30 年 11 月号 平成 30 年 11 月 15 日発行(年 6 回発行) 第 22 巻第 6 号通巻第 130 号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>